

指定地域密着型通所介護事業所 機能訓練特化型しのだデイサービス重要事項説明書

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 忠悠福祉会
主たる事務所の所在地	〒038-0042 青森市大字新城字福田79番地2
代表者(職名・氏名)	理事長 畠山 隆
電話番号(FAX)	017-787-2411(FAX 017-787-3711)

2 事業所の概要

事業所の名称	機能訓練特化型しのだデイサービス
事業所の所在地	青森市篠田1丁目9-11
電話番号(FAX)	017-763-0527(FAX 017-763-0528)
サービスの種類	地域密着型通所介護
指定年月日・介護保険事業所番号	平成28年4月1日・0270104144
管理者氏名	橋本 尚幸
通常の事業の実施地域	青森市内(浪岡地区を除く。)
利用定員	1単位目:10名 2単位目:10名

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>この事業所が行う指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」といいます)は、事業の適切な運営を確保するために、介護保険法その他の法令、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年青森市条例第10号)」を遵守し、要介護者に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員(以下「従事者」といいます)が当該事業所において、必要な機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上を営むことができるように支援することを目的とします。</p>
運営の方針	<p>事業の実施に当たっては、要介護者になった場合においても、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護者の立場に立ったサービス提供に努めます。</p> <p>心身の状況や家庭環境等を踏まえ、特に、認知症状態にある要介護者等であっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法その他の法令、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」と居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、援助目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成し、関係する市町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービスの提供に努め、自らそのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図り、利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。</p>

4 従業者の職種、員数及び職務内容

職	人員数	職務内容
管理者	常勤 1名 (生活相談員と兼務1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともにご利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 ご利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。 5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。
生活相談員	常勤 2名 (管理者と兼務 1名、介護職員と兼務 1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれのご利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
介護職員	常勤 3名 (生活相談員と兼務 1名) 非常勤 1名	地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。
機能訓練指導員	非常勤 1名	地域密着型通所介護計画に基づき、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。
運転手	非常勤 1名	事業者が保有する自動車により、ご利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

5 営業日及び営業時間

営業日	平日(月曜日から金曜日)と月最終週の土曜日 ただし、上記以外の土日祝日及びお盆(8/13、8/14)、年末年始(12/31～1/3)を除きます。
営業時間	8:30～17:30

6 サービス提供時間

サービス提供時間	9:00～12:00、13:30～16:30
----------	------------------------

7 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
地域密着型通所介護計画の作成		1 ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 2 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容についてご利用者又はそのご家族に対して説明し、同意を得ます。 3 地域密着型通所介護計画の内容について、ご利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書をご利用者に交付します 4 それぞれのご利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
ご利用者宅への送迎		事業者が保有する自動車により、ご利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	排泄介助	介助が必要なご利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要なご利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要なご利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	ご利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	ご利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	ご利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	ご利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

要介護度	サービス 提供時間	3時間以上4時間未満			
		介護報酬額	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1		4,160 円	416 円	832 円	1,248 円
要介護2		4,780 円	478 円	956 円	1,434 円
要介護3		5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
要介護4		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
要介護5		6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円

※サービス提供時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、ご利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、ご利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型通所介護計画の見直しを行います。

※ご利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる(1~2 時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は地域密着型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

※高齢者虐待防止措置の取り組みとして、別に厚生労働省が定める基準を満たさない場合は上記金額の 1/100 が減算となります。

※業務継続計画の取り組みとして、別に厚生労働省が定める基準を満たさない場合は上記金額の 1/100 が減算となります。

※豪雪地帯等において積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間についてご利用者の心身の状況(急な体調不良等)に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化により、ご利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を有した場合も計画上の単位数を算定します。

※ご利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 470 円(ご利用者負担額【1割負担】47 円、【2割負担】94 円、【3割負担】141 円減額されます。

(3)加算料金

要介護区分	介護報酬額	利用者負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560円	56円	112円	168円	個別機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円	20円	40円	60円	1ヶ月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	600円	60円	120円	180円	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	44円	66円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の8.0%を加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1ヶ月当たり

※個別機能訓練加算(Ⅰ)イは、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

※ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。

※介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算で、区分支給限度基準額の対象外となります。

※利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に指定通所介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4)その他の費用について

送迎費	<p>通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する送迎又は訪問費用は、その実費を徴収します。(青森市にお住まいの方は無料です。) それ以外の地域にお住まいの方で介護従事者が上記理由で自動車を使用した場合、次の額をもとに交通費の実費分をご負担していただくこととなります。</p> <p>①通常の事業の実施地域との境界から片道 20 km未満 500円 ②通常の事業の実施地域との境界から片道 20 km以上 1 kmにつき 25円</p>
おやつ代	月額 300円

8 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>○利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>○上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。</p>																				
利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>○サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <table border="1" data-bbox="450 595 1544 927"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="450 595 1544 631">支払い方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 631 507 743">1</td> <td data-bbox="507 631 660 743">自動引落</td> <td data-bbox="660 631 852 743">ゆうちょ銀行</td> <td data-bbox="852 631 1375 743">※事前に申込書の提出が必要となります。 引落日 毎月15日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)</td> <td data-bbox="1375 631 1544 927" rowspan="3">原則として 請求月の 末日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 743 507 891">2</td> <td data-bbox="507 743 660 891">振込</td> <td data-bbox="660 743 852 891">青森みちのく銀行</td> <td data-bbox="852 743 1375 891">青森みちのく銀行 青森西支店 (普)3017727 機能訓練特化型しのだデイサービス 園長 島山 恵子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 891 507 927">3</td> <td data-bbox="507 891 660 927">現金払</td> <td colspan="2" data-bbox="660 891 1375 927">機能訓練特化型しのだデイサービスにて現金支払い</td> </tr> </tbody> </table> <p>○お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除 還付請求の際に必要な事があります。)</p>				支払い方法				1	自動引落	ゆうちょ銀行	※事前に申込書の提出が必要となります。 引落日 毎月15日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	原則として 請求月の 末日	2	振込	青森みちのく銀行	青森みちのく銀行 青森西支店 (普)3017727 機能訓練特化型しのだデイサービス 園長 島山 恵子	3	現金払	機能訓練特化型しのだデイサービスにて現金支払い	
支払い方法																					
1	自動引落	ゆうちょ銀行	※事前に申込書の提出が必要となります。 引落日 毎月15日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	原則として 請求月の 末日																	
2	振込	青森みちのく銀行	青森みちのく銀行 青森西支店 (普)3017727 機能訓練特化型しのだデイサービス 園長 島山 恵子																		
3	現金払	機能訓練特化型しのだデイサービスにて現金支払い																			

9 キャンセルについて

ご利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス実施日の前日夕方17時までにご連絡ください。

キャンセルの際の連絡先	しのだデイサービス 017-763-0527
-------------	---------------------------

10 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援がご利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、ご利用者及びご家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者又はご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

11 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- ④ その他ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 橋本 尚幸
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体的拘束について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体的拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体

16 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 青森市役所 福祉部 介護保険課	所在地：青森市新町1丁目3番7号 電話番号：017-734-5257 ファックス番号：017-734-5355 受付時間：8:30～18:00(土日祝、12/29～1/3を除く)
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名： 所在地： 電話番号：() - 担当介護支援専門員：

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	賠償責任保険
	補償の概要	賠償責任2億円、訴訟対応費用500万円
自動車保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	自動車保険
	補償の概要	対人対物 無制限

17 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

19 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完了の日から5年間保存します。
- ② ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 災害対策に関する担当者
(防火管理者)職・氏名:(管理者 橋本 尚幸)
- ③ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ④ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
なお、訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
避難訓練実施時期:(毎年2回 7月・1月)

22 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

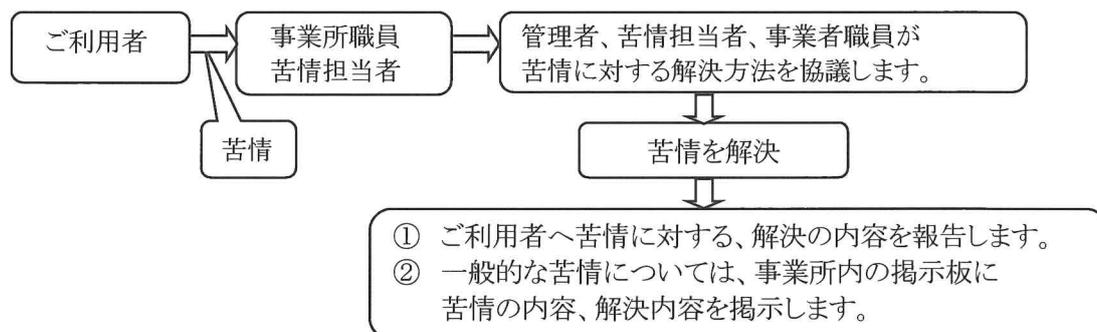
23 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、ご利用者、ご家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

24 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定地域密着型通所介護に係るご利用者及びご家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ご利用者のご家族から苦情の内容を詳細に聞き、管理者を含んで職員全員が問題点を検討し迅速に処理します。
- 苦情の内容によっては、各関係機関との連携を図り職員同士の意見交換を行うなどよりよい処遇が出来るように心がけるとともに、類似の苦情が起こらないようにします。



(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 機能訓練特化型しのだえサービス	所在地 青森市篠田1丁目9-11 青森クリニック3階 電話番号 017-763-0527 ファックス番号 017-763-0528 受付時間 8:20～17:20(祝日、8/13～14、12/29～1/3を除く) 苦情担当者 管理者 橋本 尚幸
【市町村(保険者)の窓口】 青森市役所 福祉部 介護保険課	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5257 ファックス番号 017-734-5355 受付時間 8:30～18:00(土日祝、12/29～1/3を除く)
【公的団体の窓口】 青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係、苦情処理係	所在地 青森市新町2丁目4番1号 青森共同ビル3階 電話番号 (017)-718-4976 ファックス番号 (017)-735-4020 受付時間 9:00～16:00(土日祝、12/29～1/3を除く)

25 サービス利用にあたっての留意事項

- ① 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族、介護支援専門員に連絡の上対応いたします。
- ② 緊急連絡先については、確実に連絡が取れるようにしてください。
- ③ 事業所内では飲酒はしないでください。
- ④ 喫煙は、定められた場所でしてください。
- ⑤ 従業者の指示に従ってください。
- ⑥ ご利用者又介護者(ご家族等)からの金銭、又は物品の授受はしないでください。
- ⑦ ご利用者又は介護者(ご家族等)に対しての宗教活動、政治活動、及び営利活動は行わないでください。

26 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年青森市条例第10号)」第 61 条の 20 の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	青森市大字新城字福田79番地2
	法人名	社会福祉法人 忠悠福社会
	代表者名	理事長 畠山 隆 (印)
	事業所名	機能訓練特化型しのだデイサービス
	説明者氏名	管理者 橋本 尚幸 (印)

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

署名代行者 又は法定代理人	住所	
	氏名	(本人との続柄) (印)